

秘密保持と法令遵守に関する契約書

一般社団法人日本先進医療臨床研究会（以下甲という）と株式会社健康長寿医療維新（以下乙という）と _____（以下丙という）とは、丙が乙の取扱商品やサービスをその顧客に対して販売する（以下「本件業務」という）に際して、秘密情報の管理と必要な法令遵守について以下の通り契約を行う。

（背景と目的）

第一条 甲は、現在の標準的な治療法では完治が望めない様々な疾患に対して、最先端医学から伝統療法まで様々な治療法とその組み合わせを医師と患者の同意のもとで実際の治療で効果を試し、症例報告の集積によって治癒・改善・再発防止の効果を検証することを目的として医師・歯科医師を中心に、医療従事者、医療関連企業、健康関連企業、研究者、志ある一般の方たちから構成される一般社団法人であり、効果的な治療素材や再生医療の効果的推進の為に、甲の組織として、法律が定める臨床研究審査委員会や再生医療等委員会等を運営している。甲にとって、法令遵守は、その事業目的の遂行の為に極めて重要である。

乙は甲と連携して、特に効果的な治療素材や再生医療の普及の為に必要となる各種製品やサービスを提供している。乙の取扱製品やサービスは医療行為に利用可能な製品であるため、販売の仕方や最終利用先への告知の仕方によっては医師法・医療法・薬機法・健康増進法・景品表示法・特商法等の関係法規（以下「法規等」という）の違反となる可能性がある。そのため、乙の製品を販売する会社や個人の法規等への理解が不十分な場合には、大きな損害が関係当事者に発生すると認識している。そこで、丙は、法規等の遵守を行い、風評被害を防ぐための体制を構築していくことが、甲・乙・丙の共通の本契約を締結する目的である。

（秘密情報）

第二条 本契約において秘密情報とは、甲、乙又は丙の営業情報、サービス情報等を含み、本件業務のために開示当事者から受領当事者に書面、電子又は口頭により開示される全ての情報のうち、開示当事者が秘密に保持すべきものと指定したものを言う。

2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に該当しない。

- (1) 取得した時に既に公知、公用となっていたもの
- (2) 取得した後に受領当事者の責によることなく公知、公用となったもの
- (3) 取得する以前に守秘義務を負うことなく既に知得していたもの
- (4) 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したものの

(秘密保持義務)

第三条 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた秘密情報について厳に秘密を保持し、開示当事者の書面による承諾なく、本契約の内容および秘密情報を開示又は漏洩してはならない。

2. 前項にかかわらず、受領当事者は、以下の関係者に対し、本件業務に必要な範囲内で、事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は秘密情報の開示を受ける者に対し、本契約に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。

- (1) 受領当事者の役員および従業員で、本件業務の履行に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な者
- (2) 受領当事者が本件業務を委託する者の役員および従業員で、本件業務の履行に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な者
- (3) 受領当事者が本件業務について相談する必要がある弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士等の専門家

3. 受領当事者は、前項の開示を行った時は、開示当事者に書面で報告しなければならない。

4. 第1項にかかわらず、次に掲げる場合については、受領当事者は秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は、開示を行う前に開示当事者に対して、当該開示の時期、方法および手段について協議するために最善の努力をなすものとする。

- (1) 法令又は官公署の命令により開示することが要求される場合
- (2) 官公署からの要請等、受領当事者による開示に正当な理由があるものと受領当事者が合理的に判断した場合

(法令遵守)

第四条 丙はその営業に携わる従業員の全てが法規等を理解し、法規等を遵守するものとする。そのため甲乙は、甲が行う薬事通販大学 (https://jscsf.org/jscsf_lmos) の講義「(第1回) 薬機法と景表法の最重要ポイント」の受講、又は法規等に関してこれと同等程度の理解を得られる勉強会や講習会等への参加を、強く丙に推奨する。

また、丙はその顧客に対して、法規等に違反する表現を用いることをせず、医療的な指導や治療等が必要な顧客に対しては、甲の組織に参加する医療機関や医師・歯科医師等の受診を勧めるものとする。

甲乙は、丙が法令遵守の為の知識が不足すると判断される場合、もしくは法令遵守の行動が見られない場合には、丙への製品やサービスの提供を停止することがある。

(損害賠償)

第五条 秘密情報の漏洩等の事故や損害が生じた場合、また法規等の違反により事故や損害が生じた場合には、速やかに相手方に対しこれを報告し、相手方当事者の指示を受けるものとする。

2. 本契約に定める事項に違反したことにより、損害が発生した場合、契約に違反した当事者は損害が発生した当事者に対してその被った損害を賠償するものとする。

(期間)

第六条 本契約の有効期間は、本件業務の履行が終了するまでとする。

2. 前項にかかわらず、第三条（秘密保持義務）および第五条（損害賠償）は本契約の終了後も有効に存続する。

(管轄)

第七条 本契約について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第八条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合、甲および乙は互いに誠意を持って協議のうえ、円滑に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙丙記名の上、原本1通を丙が保管し、その写しを甲乙が保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都中央区八重洲 1-8-17 新槇町ビル 6F
一般社団法人 日本先進医療臨床研究会
代表理事 福沢嘉孝

乙 東京都八王子市暁町 1-15-9
株式会社健康長寿医療維新
代表取締役 小林平大央

丙